

事務連絡  
令和3年5月27日

指定居宅介護支援事業者  
指定介護予防支援事業者  
指定小規模多機能型居宅介護事業者  
指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

} 各位

沖縄市介護保険課長

令和3年度介護報酬改定に伴う居宅サービス計画等の署名・押印に係る取扱いについて  
(周知)

平素は、沖縄市の介護保険行政にご理解、ご協力をいただき有難うございます。

見出しの件につきまして、別紙のとおり沖縄市の取扱いについて整理しましたのでお知らせ致します。

沖縄市健康福祉部介護保険課  
管理係  
電話：098-939-1212（内線 3098・3168）  
FAX：098-987-8527  
E-mail：a42kanri@city.okinawa.lg.jp

令和 3 年度介護報酬改定に伴う居宅サービス計画等の同意に関する署名・押印に係る取扱いについて（令和 3 年 5 月 27 日現在）

<その 1 >

従来から基準省令第 13 条第 10 号と、その解釈通知により、居宅サービス計画原案（計画書第 1 表から第 3 表まで、第 6 表及び第 7 表）について、「文書により利用者の同意を得なければならない」と規定されている。

令和 3 年度改定により基準省令に新設された第 31 条（電磁的記録等）第 2 項により、「交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる」ようになった。また、電磁的方法の具体例として、解釈通知に「電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等」と例示されている（※）。

以上のことから、

①文書による同意（従来と同じ）

もしくは、

②相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（上記（※）の具体例を参照）による同意（令和 3 年度新設）

のどちらかの方法で同意を得る必要がある。

<その 2 >

- ・署名による同意の場合、本人が記載困難な場合は代筆も可能。その場合は代筆者氏名、本人との関係等を併せて記載する。
- ・押印については、従来より必ずしも押印が必要との明記はなく、国も押印廃止の方針であることから、押印を必須とするものではない。

<その 3 >

介護保険最新情報 vol.958 において、居宅サービス計画標準様式第 6 表の「利用者確認」欄が削除されている件について、厚生労働省に確認の結果、「国の押印廃止方針を受けて確認欄を削除したが、利用者の確認自体が不要になったわけではない。そのため、記載要領には利用者確認欄の記載方法に係る記述を残している。」との回答だったため、居宅サービス計画第 6 表については、新様式においても利用者確認が必要。

※第 6 表の利用者確認は、第 5 表（支援経過）に記録のみでは充足しないので留意すること。